

## 庄内自然エネルギー発電基金協議会助成金一般公募交付要綱

### (目的)

第1条 庄内地域の持続可能な地域社会づくりと、地方と都市との連携による移住・定住を促進するため、庄内自然エネルギー発電基金協議会助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、庄内自然エネルギー発電基金協議会助成規程（2021年6月2日制定）（以下「助成規程」という。）に定めるもののほか、一般公募に係る必要な事項を定めるものとする。

### (助成金の交付対象)

第2条 助成の対象となる者は、次のとおりとする。

- (1) 庄内地域に専ら居住するか、近い将来に居住を予定する2名以上のグループ
- (2) 庄内地域に事業ないし活動の基盤を置く団体（法人を含む。）

### (助成金の対象事業)

第3条 助成の対象となる事業は、庄内自然エネルギー発電基金協議会（以下、「協議会」という。）助成規程第2条第2項に該当する次の事業とする。

- (1) 再生可能エネルギーにより地域の持続可能性を高める取組み
  - (2) 農畜林水産物ほか食料生産の振興を図る新たな取組み
  - (3) 住民生活における福祉、保健、医療、教育の増進を図る取組み
  - (4) 地域の良好な自然環境や固有種動植物の保全に関する取組み
  - (5) 郷土の歴史、民間伝承や文化・芸能等の保存継承に関する取組み
  - (6) 「生涯活躍のまち」構想など、地域の定住人口と交流人口の増加に関する取組み
  - (7) その他、当協議会が特に必要と認めたもの
- 2 第1項及び第2項の規定にかかわらず、宗教活動、政治活動若しくは選挙活動などを行う事業については、対象としない。

### (助成金の同一申請者による申請数及び継続事業の取り扱い)

第3条の2 助成金の交付を受けようとするグループや団体（以下、「団体等」という。）の一般公募の申請数は、1回までとする。

まお、団体等による継続事業についても同様とする。

### (助成対象経費)

第4条 助成金の対象となる経費は、第3条第1項に定める事業を行うために必要な経費とし、次の各号のいずれかに該当する経費及びこれらに類する経費は助成金の助成の対象にしない。

- (1) グループや団体（以下「団体等」という。）の経常的な活動及び運営に要する経費
- (2) 団体等の構成員に対する人件費及び謝礼

(3) 食糧費(ボランティア謝礼的なものを除く。)

(対象事業における助成率と助成額)

第5条 団体等に対する対象事業における助成率は、毎年度の庄内自然エネルギー発電基金協議会(以下「協議会」という。)が毎年度の募集要項(一般公募)の中で定める。

ただし、算出された助成額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする団体等は、協議会が毎年度の募集要項(一般公募)で定める日まで助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて協議会に提出しなければならない。

- (1) 庄内自然エネルギー発電基金助成事業 事業計画書(様式第2号)
- (2) 庄内自然エネルギー発電基金助成事業 収支予算書(様式第3号)
- (3) その他、協議会が必要と認める書類

(協議及び決定)

第7条 助成金の交付の対象となる事業については、庄内自然エネルギー発電基金協議会運営委員会(以下、「運営委員会」という。)が助成規程に基づき、次により決定する。

(1) 運営委員会は一般公募締切り後、助成規程に基づく審査会を開催し、申請書類を審査する。

(2) 運営委員会は審査会の要請により、必要に応じて申請者への追加資料の提供を求めることができる。

(3) 運営委員会は審査会の要請により、審査会に申請者の出席を求めることができる。

2 運営委員会委員長は、前項の協議に基づき、助成金を交付すべき団体等を内定するときは、予算の範囲内で予定助成額を内定する。

また、運営委員会は、内定となる助成事業について付帯条件を付することができる。

3 運営委員会委員長は、助成金の交付を内定したときは、速やかに協議会共同代表(以下、「共同代表」という。)に諮るものとする。

4 共同代表の決定後、協議会は、助成金交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(事業計画の変更)

第7条の2 助成規程第13条第1項に基づく協議会が認めた軽微な変更を除き、決定団体等は同項第2項により助成金交付(変更・中止)申請書(様式1号)を提出しなければならない。

2 協議会は前項の申請を承認した場合は、申請者に対して変更(中止)の決

定を通知するものとする。(様式5号)

(実績報告)

第8条 助成事業の交付を受けた者は、助成金交付の対象となった事業が完了したときは、事業が完了してから30日以内又は翌年度の2月末のいずれか遅い日までに、助成事業実績報告書(様式第6号)に次の書類を添えて協議会に提出しなければならない。

- (1) 助成事業報告書(様式第7号)
- (2) 助成事業収支決算書(様式第8号)
- (3) その他協議会が必要と認める書類

(助成金の交付時期)

第9条 助成金は、前条の規定に基づく報告により、運営委員長がその内容が適当と認めた後において、その団体からの請求に基づき、3月末までに交付するものとする。

ただし、協議会が特に必要と認めるときは、助成対象事業の完了前に助成金の全部又は一部を交付することができる。

(助成金の取消し)

第10条 協議会は、助成事業対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) この要項の規定及び助成金の交付決定に付した条件に違反したとき
- (2) 助成金の目的に該当する事業を実施しないとき
- (3) 申請書の内容と事実が著しく異なったとき
- (4) その他協議会が必要と認めたとき

(助成金の返還)

第11条 協議会は、前条により助成金の交付の決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期間を定めて返還を命ずるものとする。

(補則)

第12条 この要項に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は運営委員会が別に定める。

附 則

この告示は、2021年9月6日から施行する。